

輪島市監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 28 年 2 月 24 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年2月12日（金）教育委員会生涯学習課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○生涯学習課の業務については、公民館・図書館活動、スポーツの振興、男女共同参画社会の推進及び青少年の健全育成に関する事など、まさに地域住民の交流形成部門とも言える幅広い分野が所管となっている。そのような中で限られた職員で工夫を凝らし協力しながら業務に取り組んでいることが伺える。

○市内に存在する「マリンタウン競技場」や「サンアリーナ」などの体育施設で、県内外から集客し毎年恒例の大きなスポーツ大会などが実施出来るように企画することは施設の有効利用に限らず、輪島市の観光や活性化に資すると思われる。施設整備の充実や宿泊及び他のイベントとの調整など様々な課題はあるが、これまで以上に創意工夫し取り組んでいただきたい。

○公民館の運営にも課題があると思われる。学校の統廃合などにより「校区」という概念が薄れ、本来、教育文化の拠点である公民館が一般行政機関の出先機関であるかのような役割が発生しているのは否めない事実と思われる。公民館が地域住民にとって多面的・多角的な機能を有するという認識を持つことにより、より積極的な利用のあり方を考える時期に来ているのではないか。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。